

会津若松市スポーツ少年団活動奨励金交付要綱

平成15年8月21日決裁
 平成17年6月 1日一部改正
 平成18年4月 1日一部改正
 平成27年5月22日一部改正
 平成29年3月24日一部改正
 令和 6年5月24日一部改正
 令和 7年5月23日一部改正
 令和 8年5月22日一部改正

(目 的)

第1条 この要綱は、会津若松市スポーツ少年団本部に所属する単位スポーツ少年団・指導者・団員の「特別な活動」に対して奨励金を交付し、スポーツ少年団活動の普及奨励と競技力向上を図ることを目的とする。

(対象とする特別な活動)

第2条 奨励金の交付の対象となる特別な活動とは次に掲げるものとし、該当条件については別に定める。

- (1) 団員が東北大会規模の大会へ出場する場合（大会出場奨励金）
- (2) 団員が東北規模以上の各種研修会等へ参加する場合（団員研修奨励金）
- (3) 指導者が認定育成員資格取得講習会へ参加する場合（指導者研修奨励金）
- (4) 単位団が県外のスポーツ団体と交流を行う場合（スポーツ交流奨励金）
- (5) 単位団が記念事業を行う場合（記念事業奨励金）
- (6) 団員がジュニアリーダースクールに参加する場合（ジュニアリーダースクール奨励金）

(対象とする団体)

第3条 奨励金交付の対象となる団体等は、交付を申請する時点で、会津若松市スポーツ少年団本部に登録していることを条件とする。

(奨励金の該当条件と金額)

第4条 奨励金の該当条件と金額は、次のとおりとする。

奨励金の種類	該 当 条 件	種 別	金 額
1 大会等出場奨励金	・ 県予選会で県代表となり出場する東北規模の大会で、かつ、開催都道府県・開催市町村、開催都道府県教育委員会・開催市町村教育委員会・県スポーツ協会・県スポーツ少年団本部のいずれかが共催又は後援している大会に出場する場合	・ 個人種目（一人） ・ 団体種目（チーム）	10,000円 40,000円 ※ただし、3名以下のチームについては、1人10,000円
2 団員研修等奨励金	・ 東北規模以上のリーダー研修会、スポーツ少年団大会に参加する場合や日独同時交流派遣の場合	・ シニアリーダー研修 ・ 東北・全国少年大会 ・ 日独同時交流派遣	5,000円 5,000円 10,000円
3 指導者研修等奨励金	・ 指導者で日本スポーツ少年団が主催する県外・海外研修に参加する場合	・ スタートコーチ(ジュニア・ユース)インストラクター養成講習会等 ・ 日独同時交流派遣	5,000円 10,000円

4 スポーツ交流等奨励金	・ 単位団が主催となり、会津若松市の姉妹都市・親善交流都市・ゆかりの都市の関係団体と交流会を行う場合	・ 訪問 ・ 迎入れ	20,000円 10,000円
5 記念事業等奨励金	・ 単位団が設立後10の倍数の年において式典を含む記念事業を実施する場合	・ 記念式典 ・ 記念スポーツ大会	10,000円
6 ジュニアリーダースクール奨励金	・ ジュニアリーダー資格取得のためジュニアリーダースクールに参加する場合	・ ジュニアリーダースクール (団員1名につき)	3,000円

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする単位団は、第2条に規定する活動日（大会開催日、研修会開催日、講習会開催日、事業開催日）の前日までに、スポーツ少年団活動奨励金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる関係書類を添え、本部長に提出しなければならない。

- (1) 活動日の開催要項（大会開催要項、研修会開催要項、講習会開催要項、事業開催要項）
- (2) 選手等の名称及び住所を記載した書類
- (3) 予選会の成績及び選考会を経たことを証する書類
- (4) その他本部長が必要と認めたもの

(奨励金の交付決定)

第6条 本部長は奨励金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査を行い、奨励金を交付すべきものと認めるときは、奨励金の交付を決定する。

本部長は、奨励金の交付を決定したときは、その内容を申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

第7条 奨励金は、奨励金の交付決定を受けた単位団に交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 奨励金の交付を受けた単位団は、第2条に規定する特別な活動の終了後30日以内にスポーツ少年団奨励金実績報告書（第2号様式）を本部長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定の取り消し)

第9条 本部長は、奨励金の交付決定または奨励金の交付を受けた単位団に不正な行為があったと認められる場合は、奨励金の交付を取り消しまたは既に交付した奨励金の返還を命ずることができるものとする。

(交付金の財源)

第10条 交付金の財源は会津若松市スポーツ少年団活動奨励基金とし、単位スポーツ少年団は毎年度登録時において2,000円を負担するものとする。

(補 則)

第1条 この要綱に定めるほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附則 この要綱は、決裁の日から施行する。